



北海道低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、失業や収入減少により食費等の支出増加の影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、北海道から次のとおり給付金が支給されます。

- 実施主体 北海道
- 給付額 子ども1人当たり一律5万円
- 支給対象者

①～③のいずれかに該当するひとり親世帯の方が該当します。

申請が不要の方	①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ※令和3年4月28日に支給済みです。
申請が必要な方	②公的年金等を受給しているため、児童扶養手当の支給が全額停止されているが、平成31年(令和元年)中の収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

※②および③については、児童扶養手当の申請をしていなくても、収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額未満の場合は対象となります。限度額については町もしくは北海道のホームページにてご確認ください。

●申請について

必要事項を記入のうえ、役場の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。申請書類については役場窓口で受け取るか、町もしくは北海道のホームページよりダウンロードしてください。なお、必要書類の詳細については町のホームページにてご確認ください。

申請期限は、令和4年2月28日(消印有効)です。



余市町子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、失業や収入減少により食費等の支出増加の影響を受けている低所得の子育て世帯の生活を支援する観点から、特別給付金を支給します。

- 実施主体 余市町
- 給付額 子ども1人当たり一律5万円
- 支給対象者

次の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)が該当します。

- ・令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等(※令和4年2月28日までに生まれた新生児も対象になります。)
- ・令和3年度の住民税(均等割)が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

申請が不要の方	①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方 ※該当となる方については、お知らせを郵送いたします。
申請が必要な方	上記①以外の方(例、高校生のみ養育している方、収入が急変した方) ※ただし、①に該当する方で、高校生を養育している場合は申請不要です。

●申請について

必要事項を記入のうえ、役場の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。申請書類については役場窓口で受け取るか、町のホームページよりダウンロードしてください。なお、必要書類の詳細については町のホームページにてご確認ください。

申請期限は、令和4年2月28日(消印有効)です。
※ただし、令和4年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした方等の申請については、令和4年3月15日までです。

問合せ 子育て・健康推進課
子育て推進グループ ☎21-2122

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月13日(火)2種類同時発売!

発売期間 7/13(火)～8/13(金)

公益財団法人北海道市町村振興協会

